

令和 6 年

12 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年12月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年12月12日（木） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（26名）

1 番	莊司太一郎	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員
6 番	佐藤 良	委員	7 番	吉高祐二郎	委員
8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員
12 番	兼山 宏勝	委員	13 番	尾形 大介	委員
14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員
18 番	三浦ひとみ	委員	19 番	佐藤 利篤	委員
21 番	土田 治夫	委員	22 番	伊藤 正行	委員
23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員

4 欠席委員（3名）

2 番	後藤 保喜	委員	20 番	阿部 香美	委員	26 番	齋藤 均	委員
-----	-------	----	------	-------	----	------	------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	主事	佐藤輝一	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第52号	農地法第3条の規定による許可処分の取消について
議第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第54号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第55号	農用地利用集積計画について
議第56号	農用地利用集積等促進計画の許可について
議第57号	酒田農業振興地域整備計画の変更について

議第 58 号 令和 7 年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

ただいまより、令和6年12月の酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
では、開会に当たりまして、土田治夫会長職務代理よりご挨拶よろしくお願いします。

○土田治夫 会長職務代理者
(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございます。
では、本日の議長ですけれども、先ほども申しましたように会長欠席になりますので、会長職務代理に議長を務めていただくことになります。よろしくお願いします。

○土田治夫 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、2番、後藤保喜議員、20番、阿部香美委員、26番、齋藤委員の3名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○土田治夫 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は議長にご一任願いたいと思います。
議事録署名委員に、4番、大場重樹委員、5番、石川渡委員の両名をお願いしたいと思います。

◎報告事項

○土田治夫 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、議案資料の3ページ目からになります。
今回の報告事項につきましては、農地法第3条の3届出書の受理についてが21件、農地法第5条届出書の受理についてが2件、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが10件、解約が4件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが68件、以上105件につきまして、詳細につきまして農地係長より報告をいたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○土田治夫 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第52号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

○土田治夫 議長

これより議事に入ります。

議第52号 農地法第3条の規定による許可処分の取消についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第52号 農地法第3条の規定による許可処分の取消については、1件の取消願いがありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、32ページをご覧ください。
松山1番、成興野の畑1筆、売買による所有権移転の許可が令和6年8月9日付で出ていましたが、渡人と受人の両者より本許可の取消願いがあったものです。取消事由は、売買から贈与への所有権移転事由を変更するためです。なお、取消願いのあった畑1筆は、改めて農地法第3条の許可申請があり、この後、審議いただく予定になっております。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

12月6日に、第2班による農地調査委員会を行っております。

議第52号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、取消しすることに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第52号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、取消とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議第52号については取消と決定いたします。

◎議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

○土田治夫 議長

議第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第53号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、16件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきまして説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、33ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件において、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。
また、今回の3条案件では農業者年金の影響はありません。
それでは、酒田61番、生石の田1筆、生石の〇〇から同じく生石の〇〇へ。相手方の要望、所有権移転です。
別紙の1ページをご覧ください。
10アール当たりの売買価格が酒田61番、28万4,100円となっております。
続きまして、酒田62番、漆曽根の畑2筆、米島の〇〇から漆曽根の〇〇へ。相手方の要望、所有権移転、贈与となります。受人は新規就農となりますので、別紙資料の2ページをご覧ください。
就農エントリーシートと書いていただいていた2ページ、3ページ、4ページになります。
今回の受入、漆曽根の〇〇、46歳です。職業は自営です。今回、所有権移転する175平米については、〇〇の自宅の隣接農地となっております。営農計画ですけれども、こちらの農地でトマト、ナス、オクラを栽培する計画になっております。労働力につきましてはご本人と母親の二人で行うということです。
そして、4ページに農地利用についての確認書ということで、農地利用の要件を確認してもらい、ご署名を頂いております。
続きまして、酒田63番、64番、65番、66番が関連で同じ譲渡人となります。それぞれ刈屋の畑、その他所有権移転となっております。酒田63番が刈屋の〇〇へ、酒田64番が刈屋の〇〇、酒田65番が刈屋の〇〇へ、66番が刈屋の〇〇へとなっております。
別紙資料の1ページをご覧ください。
10アール当たりの売買価格が、酒田63番が5万4,900円、酒田64番が25万円、65番が25万円、66番も25万円となっております。
続きまして、酒田67番、宮海、藤塚、保岡、芹田の畑と田30筆、藤塚の〇〇から同じく藤塚の〇〇へ、関係は親子となります。その他、使用貸借権の設定です。こちらは年金を伴わない経営移譲となります。
続きまして、酒田68番、広野と坂野辺新田の畑と田35筆、広野の〇〇から同じく広野の〇〇へ、こちらも関係は親子です。経営移譲のための使用貸借権の設定です。
続いて、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡地区になります。
37ページからになります。八幡地区5件。
八幡8番、塚渕の農地1筆、群馬県邑楽郡の〇〇から塚渕の〇〇へ。申請事由は相手方の要望で所有権移転の売買です。価格につきましては、単価別紙資料1ページをご覧くださいと思います。
八幡8番、10アール当たり35万円となっております。
八幡9番、大久保の畑1筆、譲渡人が群馬県邑楽郡の〇〇から刈屋の〇〇になります。申請事由は相手方の要望、所有権移転の売買です。

価格につきましては、こちらの資料、1ページをご覧くださいと思います。

10アール当たりの単価2万2,800円となっております。こちら、議事参与の制限の案件となります。八幡10番、11番、関連になります。先ほど18条6項で合意解約なされた農地になります。八幡10番、前川の畑1筆、前川の〇〇から同じく株式会社〇〇へ。〇〇、現在の耕作者で、売買のため合意解約となっております。申請事由は相手方の要望、所有権移転となっております。

八幡11番につきましては、田んぼ2筆、〇〇の母の〇〇から〇〇へ。こちら相手方の要望で所有権移転の売買。価格につきましては、あわせて説明したいと思います。八幡10番、畑については10アール当たり20万、八幡11番、こちらにつきましては10番と11番の総額450万円となっております。先ほど10番につきましては2万5,400円で、残りの金額、10アール当たりで割り返しますと10アール当たり35万3,600円となります。

次のページをお願いいたします。

38ページになります。

八幡12番、こちらについては酒田63から66の関連となっております。八幡管内にある大久保の農地9筆、譲渡人は刈屋の〇〇から、受人、坂野辺新田、〇〇へになります。申請事由はその他、所有権移転の売買となります。

単価につきまして別紙資料1ページをご覧くださいと思います。

土地は、107から109の3筆、総額で5万円。10アール当たりに換算しますと4万6,000円。その他、114から119に関しては10アール当たり25万円です。

八幡地区は以上になります。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続きまして、松山地区でございます。松山地区、2件でございます。

初めに、松山10番、こちら中牧田の〇〇から成興野の〇〇へ、成興野字村下の畑1筆。相手方の要望で贈与となります。先ほど売買許可の取消案件のあった件でございます。売買から贈与への変更となっております。

続きまして、松山11番、北町、〇〇から竹田の〇〇さんへ。こちら贈与となります。こちらは中間管理事業で〇〇が受託しており、〇〇より譲渡の申出があったものとなります。

松山は以上2件でございます。

○平田総合支所 出嶋専門員

おはようございます。

それでは、39ページ目、お願いいたします。平田1件でございます。

所在は遊摺部、小牧、砂越の土地でございます。田と畑、合わせて1万3,470平米でございます。〇〇から〇〇へ売買でございます。売買についてですが、畑につきましては無償でということで、田んぼにつきましては全筆、合わせて150万円ということになりますので、別紙資料1、田んぼを全部足しますと1万3,172平米、これを150万ですので、10アール当たりに計算いたしますと11万3,900円ということになります。

平田は以上でございます。

農地法第3条の規定による許可申請も以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないとい

うことですが、何かお気づきな点など補足的説明があれば、初めにお願いします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

18番、三浦ひとみ委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

18番、三浦ひとみ委員に退席を求め、暫時休憩といたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

○土田治夫 議長

再開します。

質疑に入ります。

18番、三浦ひとみ委員に関連する議案書37ページ、八幡9番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

八幡9番の議事参与の制限の案件について許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議なしのようですので、八幡9番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。

ここで、18番、三浦ひとみ委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

○土田治夫 議長 再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議いたします。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第53号 これまでに許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限以外の議案について、許可決定といたします。

◎議第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

○土田治夫 議長

続きまして、議第54号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題とします。事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第54号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

酒田16番です。貸人は本楯の〇〇と〇〇、借人は〇〇株式会社です。申請地は本楯の田3筆、合計、登記簿面積8,678平米のうち転用面積が1,032平米、転用理由は工事用地、賃貸借権の設定です。農地区分は農振農用地、許可基準は3か月間の一時転用で、許可可能と判断しております。

別紙資料の5ページからご覧ください。

場所は本楯集落の北側、日向川までの間に広がる水田地帯で、東西に東北電力の鉄塔が数基あるうちの1基の箇所となります。鉄塔部材の取替え工事のための転用箇所に鉄板を敷く計画となっています。転用期間は3か月で、来年の作付には影響がないということで、耕作者及び周辺の農地所有者からの同意は得ているということです。

7ページ、8ページが現況写真となり、赤線部分が転用箇所となります。

説明は以上です。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田16番の現地報告を10番、飯塚将人委員よりご報告願います。

○10番 飯塚将人委員

10番、飯塚です。

5日の日、事務局と3人で現地調査を行ってまいりました。その中で酒田共同火力の送電線の鉄塔で機材の交換で、一時転用が3か月で、春作業にも支障がないと思われます。周りの隣地の許可も得ているということで、許可することに問題はないと思います。ご審議よろしく願います。

○土田治夫 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議第54号については許可決定といたします。

◎議第55号 農用地利用集積計画について

○土田治夫 議長

続きまして、議第55号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第55号 農用地利用集積計画につきましては、一般事業の所有権の移転が2件、所有権の移転・中間管理事業同時設定の特例が2件、利用権の設定が31件、中間管理事業としての利用権の設定が468件、以上の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましては事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、41ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積において、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対応とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認していただいております。

それでは、41ページ、一般事業の所有権移転です。

上田1番、刈穂、大島田の田、合計5筆、2万707平米、刈穂の〇〇から同じく刈穂の〇〇へ。10アール当たりの売買価格が55万円、総額1,138万8,850円となります。移転の時期、支払い時期は、ともに12月19日です。こちらは年内に売買を完了したいということで800万円を超える総額となりますが、一般事業での取扱いとなっております。

続きまして、袖浦1番、広岡新田の田1筆、1,087平米、三川町の〇〇から浜中の〇〇へ。10アール当たりの代金は45万円、総額48万9,150円です。移転の時期、支払い時期は、ともに12月18日となっております。

続きまして、42ページ、一般事業、所有権の移転・中間管理事業同時設定の特例です。

同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために、所有権移転と同時に法人へ貸付けを行う必要があるため、所有権移転と利用権設定を同時に行うものです。今回の同時設定の特例は2件です。

北平田1番、新青渡字酒田道91-2、田1筆、2,998平米と同じく新青渡字酒田道92-1、田1筆、2,996平米をこあら一丁目の〇〇と新青渡の〇〇の法人の構成員同士の交換となります。移転の時期は令和6年12月18日です。利用権設定の借受人は農事組合法人ファーム北平田で、賃借料は1万円、契約期間、北平田1-1は11年、北平田1-2はほかの契約と終期を合わせるために7年となります。

同時設定の特例は以上です。

続いて、一般事業、利用権の設定です。

本楯8番、2万円の10年の新規です。

本楯9番、10番、関連で同じ借受人になります。2万5,000円の10年の新規です。

上田の12番、1万円の1年の新規です。

続いて、中平田の15番、1万1,000円の20年の更新です。

酒田2番と酒田3番、関連で同じ借受人です。1万円の10年の更新です。

酒田4番、1万円の5年の更新です。

広野の12番、1万円の15年の新規です。

続いて、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡地区になります。八幡28番から10件となっております。

八幡28番、1万円で1年、新規となります。

八幡29、30、関連です。耕作者が同一となります。1万円で3年、更新となります。

次のページ、46ページになります。

八幡31番、こちら耕作者が代替わりするということで、1万円で10年となっております。

八幡32から34番まで10年の更新。田んぼにつきましては1万円で、一番下の八幡34の畑は3,000円となっております。

47ページをお願いいたします。

八幡35番、こちら昨年にも利用集積事業で上がっていた案件ですけれども、今回精算する際に賃借料がちょっと双方で疑問を持っていたということで改めて見直したところ、1万円と1,000円となっております。10年となります。

八幡36番、37番、関連です。貸付人が同一人物となっております。1万円で10年、新規となります。

八幡38番、こちらにも新規で10年、1万円となっております。

48ページをお願いいたします。

八幡39番、1万円で10年、更新となっております。

八幡40番、こちら、上黒川の中山間地域にある農地で2,500円、10年、新規となります。受人、吉高農業委員になりますので、議事参与の制限の案件となっております。

八幡41番、42番、関連となります。受人が同一人物となっております。10年で1万円、新規となっております。

八幡地区、以上になります。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、平田地区でございます。

次の49ページ目からお願いいたします。全部で7件でございます。

平田34番、飛鳥の田、1筆でございます。10年で新規でございます。賃借料は1万円です。

平田の35番、合計8筆、場所の問題で5,000円と8,000円の賃借料でございます。10年の更新でございます。

平田の36番、中野俣地区になりますけれども計4筆でございます。一番下だけ、かなり格安になっているんですが、これは田んぼが不整形なので、ほぼ保全管理しかできないということで、1,000円ということになっております。1万2,000円と1,000円、10年間の更新でございます。

平田の37と38は関連、同じ受人でございます。37番ですが、1筆5,000円、3年の更新でございます。平田の38番、これにつきましては計4筆でございますが、賃借料5,000円と3,000円。田んぼの状態が一番下の一筆、よくないということでございまして、両者合意の上、3,000円にさせていただいております。3年間の更新でございます。

平田の39番でございます。山谷新田の土地でございますが、畑3,000円でございます。ここは鳥海南麓でございます。3年間で新規ということになっております。

平田の40番、山元の田んぼ1筆でございます。賃借料は6,000円、5年間の更新です。

平田は以上です。

○安倍農地係長

次に、51ページ、2番、農地中間管理事業・利用権の設定です。こちらは中間管理事業の案件でございますので、本店会議を9月12日に開催して、そちらで承認をいただいた内容と同様となっておりますので、この場所での一件一件の説明は割愛したいと思いますが、総数のみを説明させていただきます。案件の合計が468件、筆数の総数が1,729筆、面積が370万5,211平米、出し手が369名、受

け手が206人になります。
説明は以上です。

○土田治夫 議長
農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第55号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長
それでは質疑に入ります。
議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。二、三分黙読をお願いいたします。

(黙読)

○土田治夫 議長
それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議したいと思います。
今回は議事参与の制限に該当する委員が多いため、本案件を分けて、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。
初めに、議事参与制限に該当する案件として、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、16番、佐藤浩良委員、9番、佐藤秀之委員、12番、兼山宏勝委員、23番、佐々木治人委員、28番、田村晴久委員が該当する案件があります。
7名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩
午前10時29分 再開

○土田治夫 議長
再開します。
議事参与の制限がかかる案件について番号を申し上げます。
本楯37番、42番、44番、46番、53番、北平田11番、同時設定1番、同時設定2番、上田19番、20番、21番、東平田21番、酒田68番、80番、105番、新堀33番、広野40番、59番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長
ないようですので、中間管理事業・利用権の設定、本楯37、42、44、46、53、北平田11、1、2、上田19、20、21、東平田21、酒田68、80、105、新堀33、広野40、59番の質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案18件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長
異議がないようですので、これら18件について計画決定といたします。

ここで、10番、飯塚委員、14番、樋口委員、16番、佐藤浩良委員、9番、佐藤秀之委員、12番、兼山委員、23番、佐々木委員、28番、田村委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○土田治夫 議長

続いて、議事参与制限に該当する案件として、6番、佐藤良委員、3番、池田良之委員、7番、吉高祐二郎委員、1番、荘司太一郎委員、5番、石川渡委員、21番、土田治夫委員が該当する案件があります。

6名に退席を求め、暫時休憩いたします。

私も制限となっておりますので退席いたしまして、農地調査委員長に議長をお願いしたいと思います。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○五十嵐弘樹 臨時議長

それでは、再開いたします。

議事参与の制限がかかる案件について番号を申し上げます。

一般事業・利用権の設定、八幡40番、平田34番、中間管理事業・利用権の設定、袖浦26番、八幡27番、29番、70番、松山75番、99-1番、100番、107番、平田93番、94番、96番、97番、112番、120番、130番、131番、133番、139番、146番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐弘樹 臨時議長

ないようなので、一般事業・利用権の設定、八幡40番、平田34番、中間管理事業・利用権の設定、袖浦26番、八幡27番、29番、70番、松山75番、99-1番、100番、107番、平田93番、94番、96番、97番、112番、120番、130番、131番、133番、139番、146番の質疑を打ち切ります。

それでは採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案21件について、計画決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐弘樹 臨時議長

異議ないようなので、これら21件について計画決定いたします。

ここで、6番、佐藤委員、3番、池田委員、7番、吉高委員、1番、荘司委員、5番、石川委員、21番、土田委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

ここで、土田会長職務代理者に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○土田治夫 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第55号については全て計画決定となりました。

◎議第56号 農用地利用集積等促進計画の認可について

○土田治夫 議長

続きまして、議第56号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

続きまして、議第56号、143ページになります。

143ページ、議第56号 農用地利用集積等促進計画の認可につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認定申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、ご説明いたします。

受け手変更のための移転等については、農用地利用集積等促進計画による手続が必要となります。そこで、促進計画での移転を進めるため、農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターに促進計画を定めるよう要請が必要になり、10月定例総会において議決をいただき、促進計画策定の要請をしております。その要請を受けまして、やまがた農業支援センターより、議案書144ページのとおり中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があり、認可してよいかをご審議していただくものです。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律では県知事の認可を受けなければならないとされていますが、酒田市では山形県より認可、公告の権限の委譲を受けておりますので、酒田市において認可するものです。

それでは、内容をご説明します。

10月の定例総会での要請の審議していただいた内容と同じになりますが、議案書の146ページから154ページをご覧ください。

受け手変更のための要請で、31件、162筆、46万2,452平米、移転の理由としては、主なものが経営移譲や受け手の離農によるものになります。

説明は以上です。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第56号 農用地利用集積等促進計画策定に関わる要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

それでは、質疑に入ります。

件数が多いため、審議の前に精査のため時間を設けたいと思います。

1分間、黙読をお願いします。

(黙読)

○土田治夫 議長

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。

議事参与の制限に該当する案件として、10番、飯塚委員、21番、私、2名に退席を求めます。

以下、先ほどと同じです。農地調査委員長、お願いします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○五十嵐弘樹 臨時議長

それでは、再開いたします。

議事参与の制限にかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

146ページ、147ページ、3番、4番、151ページから154ページ、26番から31番について、質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問等ないでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐弘樹 臨時議長

それでは、ないようですので、3番、4番、26番から31番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐弘樹 臨時議長

異議ないようですので、これらについて許可することを決定いたします。

ここで、10番、飯塚委員、21番、土田委員の退席を解除します。

ここで職務代理と議長を交代いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○土田治夫 議長 再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の案件以外を要請することを決定いたします。

以上により、議第56号については全て要請決定となりました。

◎議第57号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○土田治夫 議長

続きまして、議第57号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題とします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

続きまして、議第57号、資料155ページになります。

酒田農業振興地域整備計画の変更につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細につきまして事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、議案書の158ページをご覧ください。

今回の変更は、農用地区域からの除外が1件、農業用施設用地への用途区分の変更が3件です。

なお、議案書の156ページの酒田市長からの意見を求める文書にありますとおり、これから説明します案件に、現状、違反転用となっている案件がありますが、酒田農業振興地域整備計画の変更の要件を満たしているため、始末書の提出を受けて11月7日の土地利用調整委員会で審議され、始末書に関する意見書をつけることで、追認の承認されていることを報告します。

それでは、別紙資料②の1ページから8ページをご覧ください。

案件①、農業用施設用地への用途区分の変更です。事業計画者は〇〇株式会社で、中平田地区の熊手島の田1筆、697平米を農作業機械の格納のためのシートハウス1棟の設置です。シートハウス設置の理由は、事業拡大に伴い既存施設が手狭になったためで、当該地の選定理由は、既存スペースの隣接に設置することで効率性を向上させるためです。

6ページ、7ページの現況写真のとおり、既にシートハウスが整備されているため、始末書の提出がされている追認の案件となります。

次に、9ページから17ページをご覧ください。

案件②、農用地区域からの除外です。事業計画者は株式会社〇〇で、中平田地区の荻島の田1筆、1,920平米の建設資材等置場です。事業計画の理由は、事業拡大に伴い既存資材置場が手狭になったためで、当該地の選定理由は、事業所に近い場所で安全性や利便性が図られるということです。14ページ、15ページの現況写真のとおり、既に資材置場となっている始末書の提出がされている追認案件となります。

次に、18ページから24ページをご覧ください。

案件の③、農業用施設用地への用途区分の変更です。事業計画書は〇〇で、平田地区の檜橋の田2筆、4,853平米を堆肥舎1棟、ホールクropp置場等の設置です。当該地の選定理由は、既存畜舎の隣接で住宅地から離れていることもあり、生活環境に及ぼす影響もないことからです。

22ページ、23ページが現況写真となり、赤線箇所が当該地となります。

24ページは配置図となりますのでご覧ください。

次に、25ページから32ページをご覧ください。

案件④、農業用施設用地への用途区分変更です。事業計画者は株式会社〇〇で、北平田地区の中野

曾根の田1筆、1,697平米を肉豚出荷中継所の設置となります。当該地の選定理由は、既存畜舎の隣接を中継地とすることで、各種作業の利便性の向上を図ることと、民家から一定の距離があり、異臭等のおそれがないことということです。

29ページから31ページが現況写真となります。

32ページが参考資料です。

4つの案件の説明は以上ですが、今後のスケジュールとして今回の農振の変更完了後に農地法の転用申請があり、改めてご審議いただく予定となります。

以上です。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第57号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更内容に問題なしとの意見の取りまとめを行っております。

○土田治夫 議長

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第57号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議第57号については決定といたします。

○議第58号 令和7年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

○土田治夫 議長

続きまして、議第58号 令和7年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

続きまして、議第58号、資料159ページになりますが、令和7年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金につきまして、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和7年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものであります。

では、詳細につきまして、事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

159ページをご覧ください。

令和7年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について説明いたしますが、先月の協議会において説明しておりますので、割愛させていただきます。

なお、参考農作業賃金につきましては、最低賃金の改定によりまして、昨年度に比べて全て50円ずつ単価が上がっております。また、参考農作業料金につきましても、資材費や燃料費など近況の市場価格での再計算によりまして、作溝、自走式の草刈り、あぜ塗り作業以外の料金が上がっておりますのでございます。詳細は表をご覧ください。
以上です。

○土田治夫 議長
農業振興委員長、補足があればお願いします。

○3番 池田良之委員
3番、池田です。
先月の協議会の中で説明あったとおり、全ての料金が上がっております。これから資材等も下がる見込みはないと思いますので、皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

○土田治夫 議長
質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第58号 令和7年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長
異議ないようですので、議第58号については決定いたします。

◎閉 会

○土田治夫 議長
以上をもちまして、令和6年12月定例総会を閉会いたします。

午前11時1分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月12日

酒田市農業委員会

議長
(会長)

会長職務代理者

農業委員

農業委員
